国分寺市立ひかり児童館
第一・第二・第三・第四光町学童保育所
及び第三泉町学童保育所
指定管理者申請要項

令和８年８月
国分寺市

国分寺市立ひかり児童館、第一・第二・第三・第四 光町学童保育所及び第三泉町学童保育所　指定管理者申請要項

国分寺市では、経費削減等を図るとともに、住民サービスの向上を図ることを目的として、国分寺市立ひかり児童館、第一・第二・第三・第四光町学童保育所及び第三泉町学童保育所（以下「本施設」という。）について、指定管理者制度を活用して運営しております。引き続き指定管理業務を希望する場合は、この申請要項に基づき申請してください。なお、申請に当たっては、必ず、「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

１．対象施設の名称、所在地、設置目的、規模等その他施設に係わる概要

(1)施設の名称、所在地

施設の名称　：① 国分寺市立 ひかり児童館
② 国分寺市立 第一光町学童保育所
③ 国分寺市立 第二光町学童保育所
④ 国分寺市立 第三光町学童保育所
⑤ 国分寺市立 第四光町学童保育所
⑥ 国分寺市立 第三泉町学童保育所

施設の所在地：① 国分寺市光町三丁目13番地19
② 国分寺市光町三丁目13番地19
③ 国分寺市光町三丁目１番地１（国分寺市立第二小学校用地内）
④ 国分寺市光町三丁目１番地１（国分寺市立第二小学校用地内）
⑤ 国分寺市光町三丁目１番地１（国分寺市立第二小学校用地内）
⑥ 国分寺市泉町二丁目13番19号

(2)施設の設置目的

【児童館】

児童館は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条の規定に基づき、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。国分寺市立児童館条例（平成 10 年条例第 5 号 。以下「児童館条例」という。 ）の規定により、設置されています。

【学童保育所】

学童保育所は、児童福祉法第21 条の 10 の規定に基づき、保護者が労働等により監護できない児童に対し、健全な育成を図るための施設です。国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号。以下「学童保育所条例」という。）の規定により、設置されていま

(3)規模等その他施設に関わる概要

別紙国分寺市立ひかり児童館、国分寺市立第一光町学童保育所、国分寺市立第二光町学童保育所、国分寺市立第三光町学童保育所、国分寺市立第四光町学童保育所及び国分寺市立第三泉町学童保育所 指定管理 業務 仕様書 （以下 「 仕様書 」という。 ）を参照

(4) 指定管理費

協定期間中に市が負担する額の上限額は、下記のとおりとします。応募の際は、この上限額以内で収支計算書における指定管理費を設定してください。

令和９年度１年分総額の上限額　166,000,000円（消費税及び地方消費税は非課税）

※指定管理費は仕様書を参照の上、積算してください。

２．指定管理者が管理する業務の範囲

指定管理者は、本施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は仕様書を参照してください。

（１）業務の範囲

（ア）児童館条例第３条の規定による児童の健全育成のために必要な事業に関すること。

（イ）学童保育所条例第３条に規定する児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務に関すること。

（ウ）本施設の使用に伴う使用者へのサービスの提供に関すること。

（エ）本施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
（オ）本施設の管理物品の簡易修繕に関する業務に関すること。
（カ）本施設の管理運営に関して、市長が必要と認めること。

（２）業務に係る条件
（ア）児童館の開館時間 ・休館日
①開館時間　　午前10時から午後７時まで
②休館日　　日曜日、国民の祝日、12月28日から翌年１月３日までの日
（イ）学童保育所の開所日・保育時間
①開所日　月曜日から土曜日まで（国民の祝日12月29日から翌年１月３日までを除く）
②保育時間
［月曜日から金曜日まで］小学校の児童の下校時から午後７時まで
［土曜日、学校休業日］　午前８時から午後７時まで
※ただし、市又は指定管理者が必要と認めるときは、市と指定管理者の協議により変更することができる。

３．自主事業の提案
(1)「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。市民サービスの向上に効果的で、かつ効率的な「自主事業」の提案をしていただきます。なお、事業にかかる経費については、原則として指定管理者の自己財源（講座等の参加者負担金などを含む。）で賄うものとします。
(2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画及び企画提案書により提案してください。また、自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。
(3) 提案された自主事業等の内容や実施については、基本的には全て実施することを前提として提案していただきますが、指定期間開始前の市と協議において行わない、又は内容を一部修正する等で決定します。

４．利用料金制に関する事項
本施設では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第８項の「利用料金制」は採用しません。

５．指定期間
令和９年４月１日から令和10年３月31日までの１年間とします。

６．応募資格
(1) 本施設の管理運営を、安全かつ円滑に行える団体又は法人。
(2) 団体等又は代表者が、次の事項に該当しないこと。
① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
② 申請期間において、国分寺市から指名停止措置を受けているもの。
③ 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税を滞納しているもの。法人以外の団体の場合は、代表者の最新の所得税、個人住民税、個人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。（申請者の所在地が東京都特別区にある場合は、法人市民税は法人都民税、市民税は特別区民税となります。）
④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人。
⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第２条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体。
⑥ 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第31号）第３条第２項から第４項までに規定するもの。
(3) 当施設に、別紙仕様書の範囲で、資格を有する人員を配置できること。
(4) 当施設に、防火管理者の資格を有する人員が配置できること。又は令和９年４月１日までに配置が可能な団体であること。

７．申請手続
(1) 申請要項の配付

① 配布日時：令和８年８月５日（水）から令和８年８月18日（火）まで
午前８時30分から正午、午後１時から午後５時まで
※ただし、土・日曜日・祝日を除く。
② 配布場所：国分寺市役所２階子育て支援課
※国分寺市ホームページからもダウンロードできます

(2) 提出書類
「別紙　提出書類一覧表」を参照

(3) 質疑及び回答
質問は、下記受付期間内に文書により行うこととします。持参、郵送、Ｅメールいずれの方法でも受け付けます。回答は、質問をした団体に、Ｅメールで送付します。また、寄せられた質問をとりまとめ、国分寺市ホームページに随時回答を掲載します。
質問受付期間：令和８年８月５日（水）から令和８年８月19日（水）まで

(4) 申請書等の提出
① 提出期間：令和８年８月17日（月）から令和８年８月25日（火）まで
午前８時30分から正午、午後１時から午後５時まで
※ただし、土・日曜日を除く
② 提 出 先：国分寺市役所　２階子育て支援課
必要書類を整えて、上記窓口まで持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は受け付けません。（提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。）
また、市が必要と認める場合は、市が追加の資料提出を求める場合もございます。
原則として、一度提出し受け付けたものの訂正や差替え等はできませんので、注意の上、作成処理をお願いします。
※申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(5) 申請書類・審査に関する情報公開等
提出された書類等は、指定管理者制度の運用指針に記載のとおり、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定に基づく情報公開対象文書、市ホームページ及びオープナーにおける公表文書並びに市議会の委員会審査における提出資料となります。

８．指定管理者候補者の選定等

(1) 資格審査
次に該当する申請は、資格がないものとします。
① 資格要件を欠くもの、又は提出書類に不備があるもの。
② 提出書類に虚偽の記載があったもの。
③ その他選定に係る不正行為があったもの。

(2) 選定委員会による審議
市が設置する指定管理者候補者選定委員会で下記の事項について評価基準に基づき評価を行います。選定の際の評価の基準としては、次のとおりとします。
① 団体の理念・姿勢
② 団体の安定性
③ 団体の継続性
④ 団体運営の透明性・公平性
⑤ 団体運営における法令等の遵守状況
⑥ 運営実績
⑦ 効率・効果的運営への取組状況
⑧ 受託への熱意・意欲
⑨ 事業運営の独創性
⑩ 施設管理の安全性への配慮
⑪ 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
⑫ 社員等の育成状況
⑬ 個人情報保護対策状況
⑭ 自主事業などの提案
⑮ 障害者の雇用状況
⑯ 高齢者の雇用状況
⑰ 管理運営に必要な提案金額
⑱ 環境への配慮
⑲ 地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）

⑳ 災害時の対応
㉑ 学校及び地域等との連携による児童の育成支援への取組について
㉒ 配慮を要する児童への対応について

(3)選定結果の通知
選定結果は、申請者に書面で通知します。審査内容、選定理由についての問合せには、お答えできません。

９．選定後の手続等

(1) 仮協定書の締結
指定管理者の候補者を決定後、速やかに仮の協定書を締結します。

(2) 市議会の議決
指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を得ます。ただし、議決を得るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときには、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。
なお、議決を得ることができなかった場合において指定管理者の候補者が支出した費用等については、補償しないことをご了承ください。

(3) 本協定の締結
指定管理者の指定及び本協定締結は、議会の議決後に行います。

(4) 指定管理業務の準備
指定管理者は、指定期間の初日に円滑に業務を開始するため、指定期間の初日以前に必要な準備を開始していただきます。

10. 仮協定書、本協定書で締結する事項

(1) 市の条例・方針等の遵守に関する事項
(2) 指定期間に関する事項
(3) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
(4) 施設の安全対策に関する事項
(5) 災害等の緊急時の対応に関する事項
(6) 苦情対応に関する事項
(7) 事業計画及び事業報告に関する事項
(8) 業務実施状況等の確認に関する事項
(9) モニタリング・評価に関する事項（利用者アンケート調査実施及び事業実施状況自己評価）
(10)指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項
(11)事故等に係る損害賠償請求に関する事項
・指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
・指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
・期間の途中で相手から解約の申し出があった場合の損害賠償に関する事項
(12)指定の取消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に従来の指定管理者に対して、新指定管理者に管理運営に必要な事項等について引継ぎを行う義務を課すための事項
(13)原状回復に関する事項
(14)指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(15)権利・義務の譲渡の禁止等に関する事項
(16)個人情報の保護に関する事項
(17)情報公開に関する事項
(18)文書の管理・保存の徹底に関する事項
(19)監査委員による監査に関する事項
(20)その他特に必要な事項（具体化したサービス水準等）

11. 指定管理者に係る基本事項

(1) 関係法令の遵守
指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、児童福祉法等関係法令、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、学童保育所条例、国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第26号）、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、国分寺市情報公開条例、国分寺市オンブ

ズパーソン条例（平成14年条例第50号）、国分寺市暴力団排除条例その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。

(2) 管理人員　　仕様書を参照

(3) 指定管理に係る経費

業務を実施するために必要な経費額をもとに、指定管理費、支払時期、支払方法等を協定により定めます。

(4) 業務の委託

包括的な業務の第三者への委託については認められません。個別の業務（清掃、保守点検業務等）の委託については、事前に本市との協議が必要です。

(5) 障害者差別解消法等に基づく対応

指定管理者制度導入施設は、市が設置した公の施設であることから、指定管理者においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（平成30年条例第86号）に基づき、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について、適切に対応する必要があります。

(6) 責任者氏名の公開

指定管理者の指定後、施設管理者等の責任者氏名は公開となります。

(7) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の２第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

12. その他特に必要な事項

(1) 事前準備等

指定管理者となる団体は、令和９年３月31日までの間に、必要な準備業務を行ってください。準備業務には、市職との協議及び指定管理者の職員の教育・訓練を含みます。準備業務に係る経費は、指定管理者の負担となります。

(2) 地域雇用の推進

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。

(3) 接触の禁止

本件業務に関係する本市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しとなります。

(4) 学童クラブ費に関する事項

学童クラブ費の徴収事務は、学童保育所条例に基づき市が行います。指定管理者は必要に応じ市と保護者間の書類等の引き継ぎを行うなど、連絡調整に努めていただきます。

13. 担当課

〒185－8501
東京都国分寺市泉町二丁目２番18号
国分寺市 子ども家庭部　子育て支援課　電話　042-312-8650、042-312-8651
Ｅメール　koshien@city.kokubunji.tokyo.jp